令和2年4月1日から、地区計画の届出対象が変更になります。

令和2年4月1日より、地区計画の区域内で次の行為を行う場合は届出が必要になります。 (都市計画法第58条の2)

〇届出を要する行為

行為	内容	
土地の区画形質の変更	道路の新設・付替え、切土・盛土、敷地の分割など	
建築物の建築	建築物の新築、増築、改築など	
工作物の建設	かき又はさく及び擁壁等の築造、屋外広告物の設置など	
建築物等の用途の変更	建築物の使い道(用途)の変更	
建築物等の形態又は色彩その他の	建築物等のデザイン、色彩の変更及び擁壁の形態の変更	
意匠の変更	など	
木竹の伐採	林帯及び法面等の樹木の伐採	

ただし, 次の場合届出は不要です。

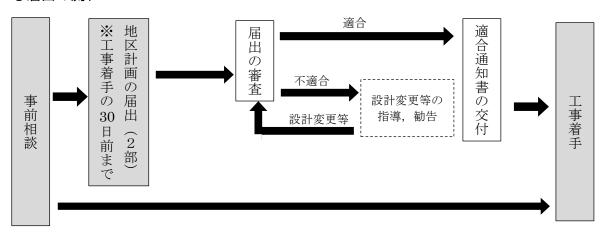
- ①通常の管理行為,軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③都市計画法第29条第1項の許可を要する行為その他政令で定める行為

〇必要な書類(2部)

- 届出書
- ・委任状 (建築主本人以外の者が代理で届出を行う場合)
- ・添付図面(位置図,配置図,平面図,立面図,その他必要な図面)

行為の種別	図面の種類	縮尺
土地の区画形質の変更	区域図	1/1,000以上
	設計図	1/100以上
建築物の建築、工作物の建設	配置図	1/100以上
又は建築物若しくは工作物の	立面図(2面以上)	1/50以上
用途の変更	平面図(各階平面図)	1/50以上
建築物又は工作物の形態又は	配置図	1/100以上
意匠の変更	立面図(2面以上)	1/50以上
木竹の伐採	区域図	1/1,000以上
	施工図	1/100以上

○届出の流れ



○届出の提出先

呉市都市計画課(呉市役所 6 階) Tel: (0823) 25-3367